

秀明大学学長様

## 誓 約 書

私は、貴学に入学するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

年 月 日

学 部

学生氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

記

1. 建学の精神、教育方針をよく理解し、学業に専念して学生の本分を全うします。
2. 「出入国管理法及び難民認定法」をはじめとする日本の法令、本学の学則、学生心得等の諸規則を守り、それに違反した場合は学則第40条(懲戒)によるいかなる処分にも従います。特に、暴力、盗み、学内での飲酒・喫煙、いじめなど、他人に迷惑をかける行為があった場合は退学処分を受けても一切異議ありません。
3. 学業の場にふさわしくない公序良俗に反する物、火気、刃物類、薬物などの危険物は一切学内に持ち込みません。違反した場合は安全管理上没収されても異議ありません。
4. 頭髪、服装は常に質素端正を旨とし、式典・集会ではスーツを着用します。
5. 学費等納入金その他の諸費は、貴学の定めた金額を期日までに納付します。滞納した場合は、学則第36条(除籍)第1号により除籍となつても一切異議ありません。また、学費等納入金その他の諸費は物価スライドにより毎年変更があることを承諾します。
6. 学内および本学組織を利用しての政治、宗教活動は一切しません。
7. 成績等学業に関わる私の情報を身元保証人、公的機関等に送付・開示することを承諾します。

以上

付 <学則第36条> 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

<学則第40条> 本学の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者